

# 「和歌山県経営支援資金新型コロナウイルス感染症対応枠に係る信用保証料補助金」 に関する質疑応答集

令和7年4月1日現在  
和歌山県商工振興課

## 1 本事業の目的は。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「和歌山県経営支援資金新型コロナウイルス感染症対応枠（以下「ゼロゼロ融資」という。）」を利用した県内中小企業者の資金繰りの円滑化と返済負担の軽減を図るため、ゼロゼロ融資の返済計画の見直し（以下「条件変更」という。）に伴い必要となる信用保証料を補助し、事業継続に必要な手元資金の確保を支援します。

## 2 本事業の概要は。

令和2年度・3年度に実施したゼロゼロ融資について、融資期間10年の範囲内で条件変更を行う場合、和歌山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）へ追加的に支払う信用保証料（以下「追加保証料」という。）を県が全額補助します。

なお、信用保証料については、一旦、保証協会へお支払いいただく必要があります。

## 3 対象となる条件変更の内容は。

条件変更後の融資期間が借入当初から10年以内のもので、追加保証料が発生する場合に対象となります。

### 【対象となる例】

- ・据置期間を延長する場合
- ・据置期間の延長とともに、融資期間を延長する場合
- ・据置期間を延長せずに、融資期間を延長する場合
- ・融資期間や据置期間を変更せずに、当面の約定返済額を見直す場合

### 【対象とならない例】

- ・条件変更後の融資期間が借入当初から10年を超える場合

## 4 申請から補助金交付までの流れは。

補助金交付申請書（以下「申請書」という。）は、条件変更を行う金融機関にご提出ください。申請から補助金交付までの流れは以下のとおりとなります。

<申請から補助金交付までの流れ>

保証協会による保証条件変更決定後、

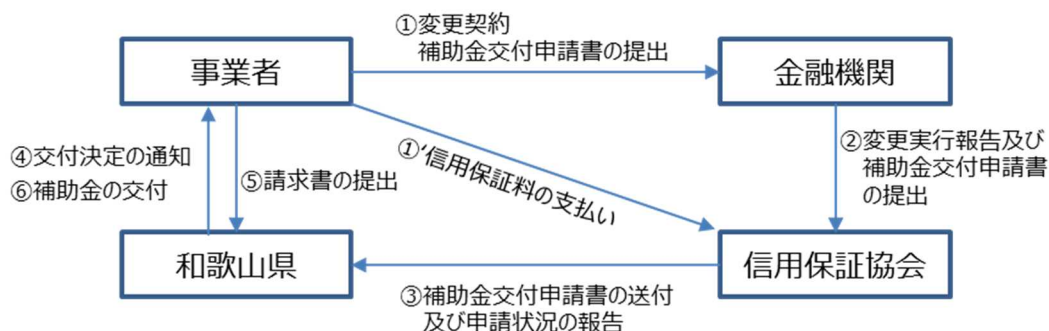
①事業者は変更契約時に申請書を金融機関へ提出（注1）

① 事業者は追加保証料を保証協会へ支払う

②金融機関は変更実行報告を行う際に申請書を保証協会へ提出

- ③保証協会は申請書を県へ提出
- ④県は申請内容を審査し、事業者へ交付決定通知書を送付
- ⑤事業者は交付決定通知書を受領後、県へ請求書を送付（注2）
- ⑥県は請求書を受領後、事業者へ補助金を交付（支払い）

<申請スキーム図>



（注1）変更契約時に申請できなかった場合も申請期限内であれば補助対象になりますので、具体的な手続については、県までお問い合わせください。

（注2）交付決定通知の受領後、速やかに請求書を県に提出してください。

なお、補助金の申請期限の間際に申請された方は、交付決定通知から請求書を提出いただく期限（概ね5月上旬）までの日数が大変短くなります。提出期限を過ぎますと、補助金の支払いができない場合もありますので、ご注意ください。

（請求書の提出期限は別途ご案内します。）

## 5 補助対象期間及び申請期限は。

### 【補助対象期間】

<令和5年度>

令和5年4月1日以後に和歌山県信用保証協会が保証条件変更申込を受け付け、かつ、令和6年3月31日までに条件変更を実行したもの

<令和6年度>

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに条件変更を実行したもの

<令和7年度>

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに条件変更を実行したもの

### 【県への申請期限】

<令和5年度>

令和5年4月1日から令和6年4月15日まで（県商工振興課必着）

<令和6年度>

令和6年4月1日から令和7年4月15日まで（県商工振興課必着）

<令和7年度>

令和7年4月1日から令和8年4月15日まで（県商工振興課必着）

※「和歌山県経営支援資金新型コロナウイルス感染症対応枠に係る信用保証料補助金交付申請書（別記第1号様式）・交付申請に係る事項等及び委任状（様式第1号）」を条件変更を行う金融機関に提出ください。

なお、別記第1号様式と様式第1号は1枚の書類として集約しています。

- ・金融機関及び保証協会を経由して県に申請書が提出されますので、条件変更後、お早めに申請手続きをお願いします。
- ・金融機関におかれましては、県への申請期限にご留意いただきながら、必要に応じて県までお問い合わせください。

## 6 申請様式はどこから入手できるか。

県商工振興課 HP

<令和5年度>

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/hojokin1.html>

<令和6年度>

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/hojokin2.html>

<令和7年度>

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/hojokin3.html>

もしくは、条件変更を申し込む金融機関へお問い合わせください。

## 7 申請に添付する書類はあるのか。

申請様式以外に添付いただく書類はありません。ただし、補助金の交付に際して、審査上必要な事項が生じた場合は、提出を求める可能性があります。その際は、県から申請書に記入いただいた連絡先に連絡いたしますので、ご了承ください。

## 8 申請様式の記入についての留意点は。

申請様式の記入方法については、電子媒体上で記入いただいたものを印刷いただく方法、紙媒体に手書きで記載いただく方法のいずれでも差し支えありません。

なお、「交付申請に係る事項」における「保証番号」「借入金融機関名」「条件変更による追加保証料」については、金融機関を通じて保証協会から交付される「保証条件変更決定のお知らせ」に記載の内容を記入してください。また、「条件変更実行年月日」については、金融機関に確認の上記入してください。

※記載誤り等が散見されますので、提出前に再度ご確認ください。

(例：保証番号や条件変更実行日の記載誤り、申請者欄の代表者職氏名、連絡先や預金種別の記載漏れ 等)

## 9 補助金の振込口座についての留意点は。

法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は本人名義の口座とします。口座名義は通帳の記載に合わせていただきますようお願いいたします。

なお、本事業では通帳の写しの添付は不要としていますので、振込口座に誤りがないように十分に注意いただくようお願いいたします（補助金が支払えない場合があります）。

10 請求書の記入についての留意点は。

請求書様式の記入方法については、電子媒体上で記入いただいたものを印刷いただく方法、紙媒体に手書きで記載いただく方法のいずれでも差し支えありません。

押印を省略される場合は、「担当者」の氏名及び連絡先の記載が必要となります。法人の場合は、「発行責任者及び担当者」の氏名及び連絡先が必要となります（発行責任者と担当者は同一人物でも差し支えありません）。また、書き損じによる訂正はできませんので、書き損じた場合は新たに作成してください。

11 本事業により補助金の支払いを受けたが、その後、繰上償還等の事由により、返戻保証料が発生した場合はどのような手続きとなるか。

返戻保証料が発生した場合は、返戻保証料のうち補助金相当額を県へ返還いただく必要があります。本事業については、補助対象となる事業者の皆様事務的な負担を軽減するため、補助金交付要綱の規定に基づき、県への返還に係る全ての権限を保証協会に委任いただくことを補助金交付の条件としています。

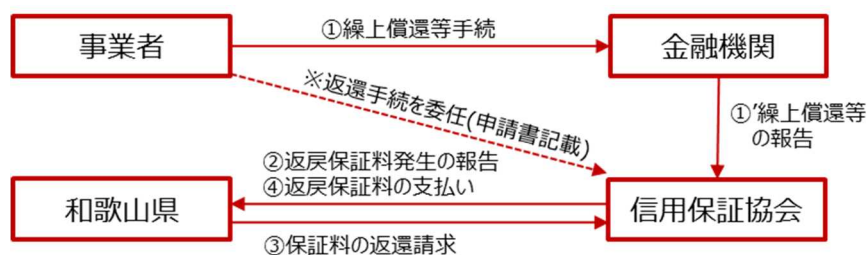
そのため、補助金申請時に、「交付申請に係る事項等及び委任状（様式第1号）」を県へ提出いただくこととなりますので、委任状に押印（認印可）のうえ、提出をお願いします。

※委任状については、保証協会経由で県に提出されることとなります。県の交付決定までに保証協会から連絡がない場合は、保証協会に受任されていることとなります。

<返戻保証料発生時の流れ>

- ①事業者が繰上償還等の手続を実施
- ①金融機関は保証協会に繰上償還等の報告
- ②保証協会は県に繰上償還等による返戻保証料発生報告
- ③県は保証協会に返戻保証料の県補助金相当分を返還請求
- ④保証協会は県へ返戻保証料の県補助金相当分を支払い

<返戻スキーム図>



〔補助金に関するお問い合わせ先〕

和歌山県商工振興課 TEL 073-441-2744